

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うパナマ政府による営業制限措置

令和2年3月16日

15日、保健省からコミュニケ9号が発出され、その要旨は領事メールにて送付済みですが、16日、保健省から以下の内容の「注釈」が発出され、訂正を行っています。

「3月16日より閉鎖となる施設は、以下の通りである旨訂正します。

○バー、ディスコ、喫茶室、グリル料理店（パリアリヤータ）、パーティールーム、サーカス、ビリヤード場、劇場、映画館、プール、スポーツグラウンド、トレーニング用ジム、キッズルーム、カジノ、会議場（ホテル併設のものを含む）、バイク用サーキット、スポーツ競技場

○規制の対象ではなくても、一度に収容する顧客の数が50人以上になる場合には、処罰の対象となります。」